

東松山都市計画生産緑地地区の変更案に係る意見の要旨及び市の見解

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和８年６月１０日～６月２４日
意見書提出数	１通（反対）

2 変更案に係る意見の要旨及び市の見解

意見の要旨	市の見解
以下の理由により高坂第５号生産緑地地区の廃止に強く反対し、生産緑地としての指定を維持し、緑地・農地として永続的に保全することを求める。 【意見の具体的な理由】 １．防災機能および安全性の低下への懸念 災害時の延焼遮断帯や一時避難場所（避難空地）として機能している貴重なオープンスペースであり、廃止による地域防災力低下の恐れがある。 ２．保水機能の喪失による浸水リスクの増大 高い保水・遊水機能により、ゲリラ豪雨時の雨水流出を抑え、周辺の冠水・浸水被害を防いでいるが、地表を覆う開発が行われると、下水道や水路への負担が増え、地域全体の水害リスクが高まる。	生産緑地地区がオープンスペースとして機能している側面はありますが、防災施設として指定・管理がなされているものではありません。 地域の防災機能の確保については、適切な公園・緑地の配置や避難経路の確保などにより総合的に図るべきものであり、当該地については、土地区画整理事業により区画街路、公園が適正に配置されているため、廃止による防災力の低下は限定的であり、安全性への影響はないと考えております。 農地が持つ保水・遊水機能は重要ですが、当該地については、土地区画整理事業により宅地化されることを踏まえ、地区全体面積に応じて必要な雨水流出抑制施設（調整池）の設置による対策が図られております。

3. 都市部における生物多様性の喪失と環境部門との連携 都市部における貴重な生態系回廊(エコロジカル・ネットワーク)の拠点を担っており、廃止は生態系バランスの破壊に繋がる。環境部門とも連携し、生物多様性保全の観点からも安易な廃止を避けるべきである。	生物多様性保全の観点における、緑地や生態系の保全については、別途それぞれの目的に応じた適切な制度の中で進めていくべきものであると考えております。また、本地区は所有者自身の判断に基づき買取申出が提出され、生産緑地法、都市計画法の一連の法手続きに則り廃止するものであり、安易な廃止とは捉えておりません。
4. 農業振興対策協議会での議論を踏まえた後継者育成への影響 農業振興対策協議会において後継者不足が深刻な課題となる中、生産緑地の廃止・宅地化は、次世代の後継者や新規就農者から貴重な耕作の機会を奪うことになる。長期的な農業振興のため、市が率先して農地を保全・集約し、後継者が営農を始めやすい環境を維持すべきである。	本地区は、後継者の不在等の諸事情を背景に、所有者自身の判断において買取申出が行われたものであり、農業委員会を通じて農業従事者等に取得・営農継続の斡旋をする手続きも行いましたが、希望者はいませんでした。市内の農業振興や耕作機会の確保については、生産緑地制度の枠内ではなく、農業振興基本計画等を通じて進めていくべきものであると考えております。
5. 東松山市の魅力である「田園風景」と「住みやすさ評価」の低下 東松山市は、豊かな自然と都市機能が調和した「田園都市」としての美しい景観が最大の魅力であり、これが近年の「住みやすい街」としての高い評価や、移住・定住の促進に直結している。緑地や田園風景が失われ、無秩序な開発が進めば、市ならではのブランド価値や都市としての魅力は著しく低下し、結果として将来的な人口減少を加速させる恐れがある。	利便性の高い高坂駅周辺のエリアにおいては、計画的な都市化を推進する「市街化区域」に設定されています。生産緑地は市街化区域内の農地を対象としていますが、これは永続的な景観保全（緑地保存）を目的としているものではありません。無秩序な開発を防ぎ、住みやすさを維持するためには、地区計画や用途地域による建築規制などを通じて、適正な土地利用と緑地の配置等、良好な住環境の整備を推進してまいります。

【結論】

市が買い取らないという理由だけで簡単に生産緑地を廃止すべきではなく、関係部署が連携して維持・存続に向けた保全・活用策を再検討すべきであり、高坂第5号生産緑地地区の廃止に強く反対する。

今回の意見提出方法が「直接持参」または「郵送」に限定されていることは多様な市民の声を集める上での障壁となっている。開かれた都市計画を進めるため、今後の都市計画案の縦覧・意見募集においては、電子メールやオンラインフォーム（インターネット）による提出方法も選択肢として速やかに導入することを強く求める。

本地区は、生産緑地法に基づき後継者の不在等の諸事情を背景に、所有者自身の判断において、買取申出がなされたものです。申出を受け、本市では公的土地利用としての買い取りの検討を行ったほか、農業委員会とも連携し農業従事者等への取得・営農継続の斡旋を勧めてまいりましたが、本市での買い取りは行わず、取得・営農継続の希望者がいなかったため、法令に定める手続きを経て行為制限が解除となったものです。

これら所有者の正当な権利行使の結果、当該地区は生産緑地地区としての指定要件である営農継続を欠くこととなったため、都市計画法に基づき都市計画を変更し、当該地区を廃止するものです。

また、防災、環境、農業等の各課題に対するご意見については、生産緑地制度とは異なるそれぞれの専門的な施策等の中で適切に対処していくべき事案として、今後も庁内で連携を図ってまいります。

ご指摘のとおり、デジタル技術の進展に伴う市民の利便性向上や、より幅広い世代からの多様な意見聴取の重要性については、市としても十分に認識しております。今後は、他自治体の先進事例やセキュリティ面の課題、個人情報の取り扱い等を確認した上で、電子メールやオンラインフォームを活用した意見提出方法の導入を検討してまいります。